

騒音に係る環境基準の地域類型を当てはめる地域の指定（平成24年岩手県告示第246号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
<p data-bbox="145 427 770 477">[略]</p> <p data-bbox="145 488 770 757">備考1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和48年岩手県告示第422号）に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域をいう。</p> <p data-bbox="196 916 770 1187"><u>2 第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とは、それぞれ都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域として平成22年5月28日現在において同法の規定により定められている地域をいう。</u></p> <p data-bbox="196 1205 300 1238"><u>3</u> [略]</p>	<p data-bbox="834 427 1460 477">[略]</p> <p data-bbox="834 488 1460 898">備考1 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域並びに<u>第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域</u>とは、<u>それぞれ</u>騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和48年岩手県告示第422号）に規定する第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域並びに<u>第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域</u>をいう。</p> <p data-bbox="885 1205 986 1238"><u>2</u> [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	